

富里市地域公共交通会議設置規約一部改正【新旧対照表】

改正後	改正前
(事務局) 第15条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、富里市企画財政部経営戦略課に置く。	(事務局) 第15条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、富里市企画財政部企画課に置く。
附 則 (施行期日) 1 この規約は、令和3年4月27日から施行する。 (経過措置) 2 この規約において最初に開催する会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 <u>附 則</u> <u>1 この規約は、令和5年3月29日から施行する。</u>	附 則 (施行期日) 1 この規約は、令和3年4月27日から施行する。 (経過措置) 2 この規約において最初に開催する会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。